

成年後見制度利用促進専門家会議
基本計画の変更に関するワーキング・グループ設置・運営規程

令和3年3月29日
成年後見制度利用促進専門家会議決定

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について(平成30年6月21日関係省庁申合せ)「6. 雑則」及び成年後見制度利用促進専門家会議運営規則(平成30年7月2日成年後見制度利用促進専門家会議決定)第9条の規定に基づき、この規程を定める。

(総則)

第一条 成年後見制度利用促進専門家会議(以下「専門家会議」という。)の基本計画の変更に関するワーキング・グループ(以下「ワーキング・グループ」という。)の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(ワーキング・グループの設置)

第二条 専門家会議に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

(ワーキング・グループの会議)

第三条 主査(主査に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、ワーキング・グループの会議を招集するとともに、当該会議を総括する。

- 2 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ主査に届け出ることにより、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 3 主査は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(審議の公開)

第四条 ワーキング・グループの会議は、公開とする。ただし、主査は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事内容等の公表)

第五条 主査は、会議の議事録を作成し、一定の期間を経過したのちにこれを公表する。

- 2 主査は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。
- 3 会議の議事録及び資料については、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が専門家会議に諮って定める。

【別紙】

ワーキング・グループの名称	論点と主な課題	構成員
地域連携ネットワークワーキング・グループ	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○K P I 達成に向けた取組 (全市町村での中核機関整備、全地域での4機能確保) ○ネットワークの機能強化 ○ネットワークの体制拡大 	<p>(主査) 上山泰 (委員) 青木佳史、新井誠、一瀬政太、久保厚子、河野俊嗣、櫻田なつみ、新保文彦、住田敦子、中村健治、永田祐、西川浩之、野澤和弘、花俣ふみ代、星野美子、水島俊彦</p>
福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ	<p>福祉・行政と司法の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・行政による支援と成年後見制度による監督の考え方の整理を踏まえた、中核機関・家庭裁判所の対応充実 ○福祉(関係機関等)や行政(中核機関)から司法(家庭裁判所)、司法(家庭裁判所)から福祉(関係機関等)や行政(中核機関)への連携の強化 	<p>(主査) 山野目章夫 (委員) 青木佳史、新井誠、伊東香織、上山泰、久保厚子、河野俊嗣、櫻田なつみ、新保文彦、住田敦子、手嶋あさみ、中村健治、西川浩之、野澤和弘、花俣ふみ代、星野美子、水島俊彦</p>
成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ	<p>成年後見制度の運用改善等のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種意思決定支援ガイドラインの運用 ○後見人等の選任・交代の推進 ○必要に応じた制度のあり方の検討 	<p>(主査) 新井誠 (委員) 青木佳史、上山泰、久保厚子、河野俊嗣、櫻田なつみ、新保文彦、住田敦子、瀬戸裕司、手嶋あさみ、中村健治、西川浩之、野澤和弘、花俣ふみ代、星野美子、水島俊彦、山下純司、山野目章夫</p>